

○地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の施行について

〔平成3年3月14日〕
甲通達(交企・交指)第14号

道路交通法の一部を改正する法律（平成2年法律第73号。以下「法」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）が施行され、新たに地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）制度が設けられたことから、地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則（平成3年山梨県公安委員会規則第1号）が制定され、平成3年4月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、適正かつ効果的な運用が図られるよう努められたい。

記

第1 趣旨

駐車問題をはじめとする地域の交通問題を解決するためには、住民のモラルを高めるとともに、地域ぐるみによる問題解決のための活動が必要であることから、推進委員にそのリーダーとして、道路における適正な駐車その他地域における交通の安全と円滑に資する活動を行わせることとしたものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 推薦（第3条）

(1) 法第114条の5第1項に定める推進委員の委嘱要件の判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」

人格識見ともに優れ、行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。

地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その信頼も厚く、これと十分に連携を取りながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

イ 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

地区交通安全協会の役員等として、現に交通の安全と円滑に資するための活動に熱心に取り組んでいることは、推薦に当たって十分に考慮することが望ましい。

ウ 「生活が安定していること。」

経済的、社会的、家庭的にみて、その人の生活基盤が安定していることをいう。

経済的観点から見ると、推進委員が名譽職であることから、その給与等に頼らなくても十分に生活ができる人ということになる。

エ 「健康で活動力を有すること。」

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

(2) 「管轄区域内に居住し、又は勤務している等区域内の交通の状況に精通している者」とは、次によるものとする。

ア 現に管内に居住し、又は管内に所在する会社等に勤務する者であるが、地域の交通状況を把握している必要があることから、委嘱に係る地域に相当の期間居住又は勤務していることが必要と考えられる。また、「勤務する者」については、転勤等により、委嘱の要件を欠くことになるので配意することも必要である。

イ 「交通の状況」とは、交通に関する事物や事象全般のことであり、具体的には、駐車状況、交通規制の状況、道路標識の状況、交通事故発生状況、道路上の違法工作物等の状況等をいう。

推進委員として推薦するためには、「地域」における具体的な交通の状況について精通している必要がある。

(3) 上記の要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、特に70歳以上の者については、活動力等の面から十分に適格性を判断することが望ましい。

(4) 推薦書は2部作成して1部を保管し、1部を交通企画課を経由して送付するものとする。

2 委嘱等（第4条）

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、推進委員の委嘱が行われたときは、地域交通安全活動推進委員カード（別記様式1）を2部作成して1部を保管し、1部を交通企画課を経由して送付するものとする。

(2) 署長は、推進委員が委嘱されたときは速やかに、当該推進委員の氏名、連絡先等を住民に周知させるため、市町村機関紙誌への登載、警察署の掲示板への掲示、ミニ広報紙等により住民に周知させるものとする。

3 身分証明書等（第5条）

- (1) 推進委員に貸与する標章は、所定の仕様の記章とし、活動に従事するときは、上衣の見やすい箇所（左胸）に付けさせるよう指導するものとする。
- (2) 署長は、推進委員が身分証明書及び記章を破損、遺失、紛失又は盜難にあった場合は、再交付の手続きをとらせるものとする。

4 講習（第6条）

推進委員に対する公安委員会の講習は、別記第1の基準に従って行うものとする。

5 指導（第7条）

- (1) 推進委員に行う公安委員会の指導は、別記第2「推進委員活動要領及び遵守事項」の内容が適正に履行されるよう行うものとする。
- (2) 署長は、推進委員の活動が、効果的、効率的に行われるよう指導助言を行うものとする。

6 解嘱等（第8条）

- (1) 法第114条の5第4項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 「法第114条の5第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。」

前記第2－1（推薦）で定める委嘱要件の判断基準による。

イ 「その職務を怠ったとき。」

正当な理由がなく規則第4条に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときをいう。

「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活動基準等の申し合わせ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

ウ 「推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。」

推進委員として、ふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的行為をしたときをいう。

- (2) 推進委員に対して解嘱の通知をし、かつ、弁明の機会を与えたにもかかわらず正当な理由がなく、期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができるものとする。

7 協議会（第9条）

- (1) 各協議会には、会長1名及び幹事（副会長を含む。）若干名の役員を置くこととしているが、幹事の具体的な人数は、協議会を構成する推進委員の数に比して著しく多くなることのないよ

う指導するものとする。

(会長及び幹事の合計数が、推進委員総数のおおむね3分の1を超えないことを目安とする。)

- (2) 幹事が複数いる場合には、地域的又は事物的に、各幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐することができるよう指導するものとする。
- (3) 会長及び幹事以外に、協議会が自主的に行政機関の長、関係団体の長等を「顧問」、「相談役」等の名称で委嘱することとしても差し支えないものとする。ただし、顧問、相談役等により、実質的に協議会の運営に支障が生ずることがないようにするため、その所掌事務等を定めるに当たっては、署長を通じて協議させるとともに、具体的な人選等に当たっては、事前に署長の意見を聴くよう指導するものとする。
- (4) 推進委員は、当該推進委員に係る協議会が設置される活動区域内の地域において、その活動を行うものとされているが、当該地域における交通の安全と円滑に資するための活動であれば、当該活動区域外においても、その活動を行うことができる。ただし、活動区域外の地域において、規則第4条の活動を行う場合においては、口頭又は文書により、その所属する協議会を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届出をするよう指導するものとする。
- (5) 署長は、協議会から他の協議会の推進委員の派遣要請を受けたときは、交通企画課長及び関係署長と協議し措置するものとする。
- (6) 協議会の運営に関する規定については、各協議会ごとに定めるものとする。

8 意見の申出（第10条）

- (1) 協議会が公安委員会又は署長に申出ができる意見は、推進委員の活動に関し必要と認めるもので、次に列挙する事項等をいう。
- ア 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保するうえで必要と認められる事項
- イ 推進委員に対する講習又は研修の内容等、使用する資器材その他推進委員の適正かつ効果的な活動を行うに当たって必要と認められる事項
- (2) 署長は、管轄区域以外の区域に係る意見の申出があった場合には、交通企画課長を経由し、関係警察署長に当該意見を通知するものとする。
- (3) 署長は、協議会から申出のあった意見については、交通警察の運営に当たって十分に反映させるものとする。
- また、申し出た意見に対して講じた措置については、当該協議会に連絡するものとする。

9 報告又は資料の提出（第11条）

- (1) 規則第14条に規定する報告又は資料の提出を求める能够なのは、業務の実施状況、役員の選出手続きの状況、会計の処理の状況等協議会の適正な運営を確保するうえで必要と認められる事項全般である。
- (2) 本条の規定は、「協議会の適正な運営を確保するため必要があるとき」における公安委員会の権限を定めたものであるが、所轄署長等の日常的な業務指導を妨げるものではない。

10 効果（第12条）

- (1) 規則第15条に規定する効果の対象となるのは、業務の実施方法の改善、役員の選任手続きの改善、役員の解任、会計の処理の改善等協議会の運営全般の改善である。
- (2) 本条の規定は、「協議会の運営に關し改善が必要であると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであるが、所轄署長等の日常的な業務指導を妨げるものではない。

11 その他

(1) 活動結果の記録及び報告

署長は、推進委員の活動結果について、その都度地域交通安全活動推進委員活動記録簿（別記様式2）に記載しておくとともに、毎月の活動状況について、地域交通安全活動推進委員活動結果表（別記様式3）により、本部長に報告するものとする。

(2) 地区交通安全協会等との関係

協議会の運営に當たっては、地区交通安全協会等との関係に十分配意するものとする。

(3) 事務所等

協議会の事務所、会議の開催等については、署長において可能な限り便宜を図るよう配意するものとする。

別記第1

講習の実施基準

1 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し、推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

2 講習計画

講習は、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行うものとする。

3 講習の方法

講習は、講習に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次の表に掲げるとおりとするものとする。

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	<p>① 全国の交通死亡事故の発生状況等の交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。</p> <p>② 県内における交通死亡事故の発生状況等の交通情勢について説明し、県内における交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。</p>	1 時間程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に関する事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	1 時間程度
3 推進委員としての心構え	<p>① 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たす役割について理解させる。</p> <p>② 法及び国家公安委員会規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項</p>	1 時間程度

	<p>等について説明し、特に第5条に規定する活動上の注意等については十分に理解させる。</p> <p>③ 协議会及び道路使用適正化センターとの関係について説明し、理解させる。</p>	
4 活動要領	<p>① 国家公安委員会規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。</p> <p>② 各活動に関する指導方針について周知徹底を図る。</p>	1時間程度

6 講習の実施時期

講習は、原則として、委員として委嘱した時からおおむね3箇月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

別記第2

推進委員の活動要領及び遵守事項

1 活動の要領

活 動 内 容	留 意 事 項
<p>1 広報啓発活動 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故防止対策会議、暴走族追放会議、違法駐車追放会議等を開催するなど、交通問題に関する住民運動の盛上げを図る活動 ○ 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性について理解を深めるための広報活動 例えば <ul style="list-style-type: none"> ・ 信号無視による横断により、交通事故が多発している交差点があること。 ・ 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の歩行に危険があること。 ・ 団地周辺の細い道路に団地住民の放置車両が多く、消防車等の通行が妨げられる恐れがあること。 ・ 点字ブロックに物が置かれて、目の不自由な人の障害になっていること。 ○ チラシの配布、ポスターの掲示等による交通事故防止、暴走行為防止、違法駐車防止等のための啓発活動 ○ パンフレットを活用するなどして、各種交通安全に資するための情報を提供する活動 	形式的な活動に流ることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて、広報啓発活動を行うこと。
<p>2 協力要請活動 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会、町内会に対する働き掛け 例えば <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題をとりあげること。 ・ 町内会、自治会で、駐車場のない施設に自動車で出かけないことの申し合わせを行うこと。 ○ 各種行事主催者に対する臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用者の自粛推進運動等の自主的な交通対策を講ずる旨の働き掛け ○ 大型ビルの建築等に伴う関係者に対する自主的交 	協力要請活動は、他の活動と比べて、他人の権利及び自由を侵害する可能性があり、無用の紛議を引き起こす恐れが無いとは言えないので、活動の方法等について留意するとともに、町内会、自治会等に働き掛ける場合のように、実質的に広報啓発活動と異ならない場合を除き、推進委員単独

<p>交通安全対策など先行対策の働き掛け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業、商店等に対する自主的交通安全対策の働き掛け 例えば <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物搬入等混雑時間帯を避けること。 ・ 顧客や取引先に対して、駐車場利用を呼び掛けること。 ・ 店頭に駐車場案内板を設けること。 ・ 従業員に対する交通安全教育を行うこと。 ・ 点字ブロックに商品を置かないこと。 ・ 暴走族のい集に利用される恐れのある会社の駐車場に、夜間、車両の進入が出来ないような措置を講ずること。 	<p>の判断での活動は行わず、管轄の警察署の指導及び協議会の調整の下に活動を行うよう留意すること。</p>
<p>3 相談活動 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署等と協力して「交通相談日」等を設けて、推進委員が共同で相談に応ずる。 ○ 電話、応接、来訪等により、個々の推進委員が相談に応ずる。 	<p>(1) 「相談」を受けるべき住民は、「関係地域」の住民が中心になると考えられるが、「関係地域」における交通の安全と円滑に関する場合には関係地域以外の地域の住民からの相談にも応じて差し支えない。</p> <p>(2) 「相談」に関して知り得た他人の秘密については、正当な理由なく他人に漏らさないように留意すること。</p>
<p>4 協力援助活動 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全運動等に協力すること。 ○ 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する。 	<p>「協力援助活動」の対象となる活動は、純粋に民間ベースの活動も、警察機関等が関与する活動も含まれる。</p>
<p>5 前記 1～4 の活動に伴う「実地調査活動」 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者に適切な助言をするため、相談者の求めに応じて必要な調査をする。 	<p>調査活動をするための特別の権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入るような場合は、</p>

○ 地域の実情に応じた広報啓発活動をするため、地域の交通上の問題点について調査する。	当然、その承諾が必要である。
<p>※ 各活動とも、推進委員が単独で、又は共同して行うこと。ただし、協力要請活動のうち、違法行為を防止するため必要な措置を講ずることを要請することを内容とするものは、原則として共同して行うこと。</p> <p>※ 法第114条の5第2項に規定する推進委員の活動は、国家公安委員会の所掌事務の範囲内に限られるものであり、道路に関する工事（道路の占用に関する工事を含む。）に係る指示、注意等の活動（道路管理者の所掌に係るものに限る。）は、含まれない。</p>	

2 遵守事項

項目	内容
1 関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重するよう努めること。	平素から、住民の意見と要望を踏まえて活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、虚心坦懐に活動の在り方を省みるなど、真摯な対応が必要である。
2 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。	正当な権利及び自由を侵害する活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくても憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。 (禁止される行為の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全に関するパンフレットの受け取りを拒否した者に、無理強いをして受け取らせること。 ・ 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催物の開催を邪魔すること。 ・ 相談者の相談に係る秘密を正当な理由なく漏らすこと。 ・ 実地調査のためにみだりに他人の敷地内に入り込むこと。
3 政党又は政治的目的のために、その地位を利用しないこと。	特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないが、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されることのないようにすること。 「政党のため」とは、特定の政党を結成し、特定の政党に加入し、若しくは特定の政党を支持し、又は特定の政党から脱退し、若しくは特定の政党に反対すること等に資す

との意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し又はこれに反対すること、特定の政治団体を支持し又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。

(禁止される行為の例)

- ・ 推進委員の広報啓発活動の一環として行われる交通安全教育において、聴衆を前に、特定の候補者のために投票を依頼すること。
- ・ 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌の号外を配布すること。

* 様式～省略